神戸市市民福祉調査委員会運営要綱の一部改正の件

神戸市市民福祉調査委員会運営要綱(平成12年4月18日委員会決定)の一部を次のように改正する。

1. 小委員会の運営に関する規定の改正について

第2条第1項を,次のように改める。

委員会に,次の会議を設置する。

- (1) 計画策定・検証会議 定数15名以内
- (2) 福祉政策会議 定数15名以内

第2条第2項から第8項,第3条第2項,第4条第1項,第5条第2項,第8条第1項及び第9条中「小委員会」を「会議」に改め,第2条第4項中「委員」を「委員及び臨時委員」に改め、同条第9項から第11項までを削り、同条第8項を第9項とし、同条第2項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に掲げる会議の所掌事務は、別表1に掲げるとおりとする。

第4条第1項を次のように改める。

会議は、これを公開する。ただし、委員会の決議により公開しないことができる。

第4条第4項中「但し,」を「ただし,」に改め、同条に次の項を加える。

5 前4項の規定は, 第2条に定める会議及び第3条に定める専門分科会に準 用する。

2. 新たな専門分科会の設置について

第3条第1項に次の号を加える。

3. 上記に伴う別表の改正

別表を別表2に改め、次の1項を加える。

- 7. 成年後見専門分科会
 - ①成年後見制度の利用促進に関すること。

(成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第2項)

別表1を次のように定める。

会議の所掌事務

- 1. 計画策定·検証会議
 - ①市民福祉総合計画の策定に関すること。
 - ②市民福祉総合計画の進行及び成果の検証・評価に関すること。
- 2. 福祉政策会議
 - ①市民福祉の推進に必要な施策の企画・調査に関すること。

第3条第2項中、「別表に掲げる」とあるのを、「別表2に掲げる」とする。